

園芸施設における 降雪・積雪対策について

令和4年2月8日(火)気象庁発表の気象情報では、2月10日(木)から11日(金)にかけて東京23区を含めて大雪となる所がある見込みです。園芸施設をお持ちの農家組合員の皆様におかれましては、大雪の前に出来る損害防止措置について、下記にまとめておりますので、ご自身の安全を確保したうえでご協力をお願い申し上げます。



平成26年2月14日～16日

東京都内の園芸施設被害状況

○被害棟数

458棟

○2月14日に千代田区気象庁大手町庁舎で27cmの積雪を記録しました。14日18時過ぎに大雨に変わり、雪が水分を大量に含んだことで園芸施設本体に深刻な被害をもたらしました。

1. 降雪前の措置について

- (1) スノーポールなどの応急補強用の支柱や筋交いをお持ちであれば取り付けて補強します。できれば3～4mおきに取り付けると効果的です。
- (2) 屋根の被覆資材の表面に雪の滑落を妨げるような突出物が無いか確認してください。可能であれば、雪がスムーズに滑落するように防風・膨張ネットや外部遮光を撤去したり巻き上げておいてください。
- (3) 被覆資材のたるみや破れが無いか確認してください。押さえ材やテープで補修するだけでも効果的です。
- (4) 暖房機の燃油残量を確認して、出来る限り満タンにしてください。園芸施設内の室温を高めることで、屋根雪の滑落を図ることができます。暖房機が無い場合は、園芸施設を締め切って機密性を高め、地熱の放射を利用して屋根雪の滑落を図ります。

2. 降雪後の措置について

- (1) 積雪により屋根や被覆資材の変形が確認できる場合は、倒壊の恐れがありますので施設内に入るのはお控えください。

(2)屋根面から滑落してくる雪に注意して、施設側面の除雪を行ってください。

(3)軒下の堆積雪は、屋根雪の滑落を妨げ、施設側面を変形させることがありますので速やかに除雪してください。

(4)融雪剤の散布は、融雪後の田畑使用を考慮して適切な量を散布してください。
融雪資材散布量目安(10aあたり)

●ようりん・炭カル等・火山畑土・粉炭(40kg) ●もみがらくん炭(10kg)

3. 損害防止のために被覆材の切断(撤去)をする場合には事前連絡をしましょう

園芸施設への積雪などで、被覆をしたままではパイプハウス本体に被害が及ぶことが予測される際には、加入者が損害防止のために被覆材を切断(撤去)した場合でも被害とみなすことが出来る場合があります。

被害とみなすためには、原則当組合への事前連絡が条件となりますので、必ずご連絡をお願いします。ただし被覆材の切断が夜間や土日祝日となる場合は、翌営業日にご連絡ください。※ 被覆材の切断(撤去)作業は、安全を確保できる場合のみ行ってください。



4. 被害連絡について

(1) 被害が発生した場合には、遅滞なく当組合までご連絡頂きますようお願いいたします。被害発生件数によっては、現地確認までに数日を要する場合があります。当組合の職員が現地確認する前に、園芸施設の修理を行う場合、当組合に被害連絡の上、①被害棟全景、②被害箇所

※角度を変えて4枚 合計で最低5枚以上撮影していただきますようお願いいたします。

※スマートフォンで撮影する場合横向きでの撮影をお願いします。



(2) 被害のご連絡が園芸施設修理の後であった場合など、被害の状況を確認できない場合には、共済金をお支払いできないことがありますので、被害があったら必ずご連絡をお願いします。

ご連絡先



TEL 042-381-7111

(お名前とお住いの市区町村をお伝えください。)

地区担当者が丁寧に対応いたします！)